

Title	沼津兵学校の研究
Author(s)	樋口, 雄彦
Citation	大阪大学, 2007, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/47108">https://hdl.handle.net/11094/47108</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	樋口 雄彦
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第 20772 号
学位授与年月日	平成 19 年 2 月 5 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	<b>沼津兵学校の研究</b>
論文審査委員	(主査) 教授 猪飼 隆明 (副査) 教授 村田 路人 教授 梅村 喬

### 論文内容の要旨

本論文は、慶応 4 年(1868)に旧江戸幕府が江戸城を明け渡した後、維新政権の恩典によって、一藩として駿河・遠江・三河三国にわたる地に立藩を許された 70 万石の静岡藩が設立した沼津兵学校についての研究である。論文は、序論・結論を別にして、全三編八章構成および図表等からなり、400 字詰め原稿用紙凡そ 1000 枚(図表等別)に及ぶものである。

序論では本論文の課題設定が行われる。静岡藩は、維新政府によって存続を許された旧徳川將軍家を藩主に、旧旗本・御家人を藩士として誕生した藩であるが、明治 2 年(1869)正月に開校された沼津兵学校は、江戸幕府が進めた洋式による軍制改革の成果を受け継いで成立し、明治 5 年(1872)に政府の陸軍兵学寮に合併された。この沼津兵学校については豊富な教育史からの研究があるが、沼津兵学校附属小学校に研究が集中し、附属小学校から兵学校へとという段階的進級制度や学科編成の先進性にのみ関心が寄せられてきた。いっぽう、軍事史からの研究については、松下芳男によって「実質的には陸軍士官学校の前身」と評価される以上には進展していない。こうした研究状況をふまえて、①幕末軍事史との連続・不連続性 ②教育史研究の継承・発展 ③他藩・新政府との関係 ④地域・民衆に及ぼした影響等、沼津兵学校を多面的、実証的に明らかにしたいとしている。

第 1 章「旧幕府陸軍の解体と静岡藩沼津兵学校の成立」では、まず、これまでの研究が、沼津兵学校＝「兵」学校であることをあえて忌避し、むしろ文明開化の先端的教育機関として評価したいとの思いで行われてきたことを指摘し、一方それが、フランスの援助を得て幕府が作った「三兵士官学校」の系譜を引くものだとの見解を、沼津兵学校教職員・生徒の出自等の検討から、旧幕府陸軍だけではなく開成所・外国方・海軍などからの混成組織であることを明らかにした。静岡藩は、旧幕臣中、新政府に抱え込まれた「朝臣」および帰農・帰商するものを除く約 5400 名を「駿河表召連候家来姓名」として新政府に報告し、それを「陸軍解兵御仕法書」によって、土着して生業に従事する「生育方」所属(「類」なる組合に編成)と学校の教師・生徒となる「学校方」所属に分属させた。そして、後者の中から暫定生徒 300 余名を撰び、試験によって「資業生」と呼ばれる正規の生徒を選抜して士官候補とするというシステムを作った。版籍奉還直後、新政府は静岡藩に 3000 の常備兵を設置すべしとの命が下り、藩知事家達も「此藩相当之武備相立度」とし、「修行兵」を新たに設けるなどしたが、「兵学校」を士官養成・教育に特化すること以上の措置を行うことはなかった。

第 2 章「小普請の軍事的再編と静岡藩勤番組への帰着」では主に、幕府軍制改革との連続性の検討が行われる。小普請支配組の平野雄三郎の軌跡をたどることで、幕末以来の度重なる軍制改革を通じて、無役の幕臣集団が静岡藩勤

番組に編成されることになったが、幕府時代に身分差の基準となった家禄や、旗本か御家人かといった相違は解消され、役職に基づく序列が基本とされ、家格や身分は二義的意味をもつに過ぎなくなったと指摘する。したがって、沼津兵学校や静岡学問所への進学が、文官・武官への昇進を可能にする条件となったとする。

第3章「沼津兵学校と静岡藩小学校掟書」では、沼津兵学校と静岡学問所の二校体制が目的意識的に作られたものではなく、立藩と移住の慌ただしさの中でできた体制であることを指摘した上で、「静岡藩小学校掟書」（明治3年発布）を検討し、静岡学問所が四民への開放をうたうのにたいして沼津兵学校は平民を正式生徒に入れることはなかったことを明らかにした。

第4章「静岡藩の御貸人」、および第5章「箱館戦争降伏人と静岡藩」は、幕府が培い蓄積してきた能力の高さ・豊富さが、藩士を、降伏人であるかどうかに関わりなく、御貸人として他藩や他地域に派遣することによって、人的交流や「知識の共有化」を実現したことを明らかにした。勝海舟がその斡旋に多く関係しているが、藩の庶務掛と監正掛もかかわったのではないかとしている。これは第7章『『沼津版』と沼津兵学校の印刷・出版』において分析された印刷物の持つ役割に通じるものがある。

第6章「沼津兵学校と地域・民衆」では、突然の移封であるから地域住民とのトラブルは避け得ないが、藩士が大区小区制のもとでの区戸長に任じられたり、民権家として民衆と新たな関係を結ぶ姿が描かれる。

第8章「生徒のノートからみた沼津兵学校の教育」では、遺された生徒のノートを通じて、「西洋算」「英会話」「図画」などの教育の質が検討された。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文は、旧幕府が、静岡藩として駿河・遠江・三河に立藩するという特殊なケースの、その特殊性を沼津兵学校を通して明らかにすることに成功している。本論文の最大の成果は、何よりも、残存する資史料を地道に蒐集し、厳密に考証することによって、これまで等閑視されてきた沼津兵学校の、士官養成・教育という軍事的機能の分析を行い、それが単純に旧幕時代の軍制改革に連続するものでも、新政府の徴兵軍隊に直結するものでもないことを明らかにしたことである。また、朝臣あるいは帰農・帰商したものを除く旧幕臣を静岡藩士として再編していく過程、その再編の持つ特質と矛盾、あるいは旧幕府が蓄積してきた文化的・政治的・軍事的能力の高さが、近代日本における国民国家形成、およびその開化政策に果たした役割を明らかにしたことも、大きな成果といえる。

ただ、もと沼津藩領・天領・旗本領であった地に、俄に仕立てられた静岡藩の民衆支配の実態がより鮮明に糾明される必要があろうし、また、明らかにされた沼津兵学校にかかわる諸事実が持つ歴史的意味を、維新史研究・近代史研究の中に位置づける理論的枠組みを示すことにおいて物足りなさを覚えることも確かである。

しかし、本論文が明らかにしえた諸点は、沼津兵学校研究を飛躍的に発展させたことは確かであり、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。